

令和 5 年 12 月 27 日

市長決裁

北上市奨学生選考基準

この基準は、北上市奨学金貸与条例（平成 3 年北上市条例第 69 号。以下「条例」）の規定により、奨学生を選考し、決定するにあたり、条例第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる要件の基準について、定めるものとする。

1 家計基準（条例第 2 条第 3 号関係）

申請者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という）2 名以内の 1 年間の課税標準税額の合計額から控除額を差し引いた額が、次の基準額以下であること。

[基準額]

$381,500円 \geq (\text{生計維持者 2 名以内の課税標準税額合計金額}) \times 6\% - (\text{市民税調整控除額}) - (\text{多子控除※1}) - (\text{ひとり親控除※2}) - (\text{私立自宅外控除※3})$

※1 生計維持者が 2 人を超える子どもを扶養している場合、2 人を超える子ども 1 人につき 40,000 円を控除

（例）生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の 3 人を扶養している場合の控除額は $(3 - 2) \text{人} \times 40,000 \text{円} = 40,000 \text{円}$

※2 ひとり親（現に婚姻していない人または配偶者の生死が明らかでない人で、生計を同一にする子を有する人）世帯に該当する場合に 40,000 円を控除

※3 私立の大学等または高校等に在籍し、自宅外通学の場合に 22,000 円を控除

2 学力基準（条例第 2 条第 4 号関係）

(1) 高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という）の第 1 学年に在学する者

中学校における最終学年の学習成績の評定平均値が 5 段階法による評定で 3.5 以上であること。

(2) 高等学校等の第 2 学年以上に在学する者

申込時に在学する学年の前 2 か年（2 か年未満の場合には、申込時まで）の高等学校における学習成績の評定平均値が 5 段階法による評定で 3.0

以上であること。

- (3) 大学・短期大学・専修学校専門課程（以下「大学等」という）の1年次に在学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上の者又は国の行う大学入学資格検定に合格した者

- (4) 大学等の2年次以上に在学する者（大学院を含む。）

申込時までの大学等の学習成績の評定平均値が、5段階法による評定で3.0以上であること。

- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、奨学生推薦書により、特に人物が優れた者で、奨学金を貸与することによって優れた学業成績を修める見込みがある者、又は特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められる者。

※ 履修科目の評定が5段階法によらない場合は、5段階換算する。

平成27年3月31日施行。

令和5年12月27日改正。